

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する舗装工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 23 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

1. 入札対象工事

- (1) 工事名 令和 8 年度 上・下水道舗装本復旧工事
- (2) 工事場所 福岡県糟屋郡粕屋町 町内
- (3) 工事概要 舗装本復旧工事の年間単価契約
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日

2. 入札参加者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 令和 8・9 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 直近 1 年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 本店情報又は委任先情報に糟屋郡内、古賀市内又は福岡市内に住所が登録されていること。
- (3) 令和 8・9 年度粕屋町競争入札参加申請時に「舗装」で業種登録を行っており、提出した経営事項審査総合評定通知書のうち、「舗装」に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 の規定による総合評定値が 740 点以上であること。
- (4) 産業廃棄物（アスファルト）の収集・運搬の許可を有すること。
- (5) 落札後に他の単価項目について、契約単価表記載の予定価格に請負率を乗じた金額で契約ができること。（100 円未満は切捨て）
- (6) 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、国又は地方公共団体等と本業務にかかる種類及び規模（舗装維持工事）を同じくする契約を締結したことがあること。

3. 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全てA4サイズとすること。
 - 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - 告示日を起点とした過去5年間において、国又は地方公共団体等と本業務にかかるその種類及び規模を同じくする契約を締結していることを証する書類（例：契約書の写し、履行証明書等）
 - 産業廃棄物（アスファルト）の収集・運搬許可書の写し
- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者＞入札・契約＞公募＞一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の申請書をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4. 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送すること。

申請受付 令和8年4月23日（木）から令和8年5月1日（金）まで

郵送宛先 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 行

※封筒の表面に「条件付一般競争入札参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

5. 入札参加資格の確認結果通知

競争入札参加資格確認結果通知書は、令和8年5月13日（水）付けで申請者あてにFAX送信する。

6. 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

- (1) 閲覧期間 令和8年4月23日（木）から令和8年5月1日（木）17時まで
- (2) 閲覧場所 ホームページ
- (3) 仕様書等に関する質問
 - ア 質問受付
令和8年4月23日（木）から令和8年4月30日（木）12時までにメール又はFAXで行ってください。なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でもかまいません。
 - イ 送信先 粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 宛
FAX 092-938-7818
メール josui@town.kasuya.fukuoka.jp

7. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年5月21日(木) 10時から
- (2) 開札場所 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 1階 都市政策部 上下水道課
※入札者の立会を行わず、発注課職員及び入札立会人にて開札を行う。
※開札には、入札事務に従事しない職員を立ち合わせます。

8. 入札方法

- (1) 入札回数は、1回とする
- (2) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 入札金額に対応した工事内訳書
- (3) 提出方法
 - ア 「一般書留」「簡易書留」「レターパックプラス」等のいずれかの方法で郵送すること。
 - イ 宛先 〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 行
 - ウ 提出期限 令和8年5月20日(水) 17時までに到達すること。
- (4) 入札書などの封入方法
 - ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。
 - イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により3か所を封印すること。
 - ウ 中封筒の表面に、「入札書」、「工事名」及び「入札者の商号又は名称」の旨を記載すること(貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可)。
 - エ 外封筒には上記の中封筒、業務費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「工事名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること(貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可)。

9. 入札事項など

- (1) 予定価格 14,400円(税抜き) 工種「ハギトリ舗装(t=50mm) 5㎡以上20㎡未満」
- (2) 最低制限価格の設定
設定 有り
最低制限価格未満で入札を行った者を失格とする。
- (3) 調査基準価格の設定
設定 無し
- (4) 入札保証金
免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金の100分の5以上の額とする。
- (5) 契約保証金
粕屋町財務規則(平成5年粕屋町規則第10号。以下「規則」という。)第123条及び第124条のとおり。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並

びに規則第 104 条各号のいずれかに該当する入札に示した無効の要件に該当した者は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、3 の各号に掲げる資格を欠いた者又は福岡県建設業務に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

(7) 前払金の適用

無し

(8) 入札書などが提出期限までに上下水道課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

(10) 入札書と工事費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

(11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(12) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。

(13) 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札人と定める。最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札人を定める。また、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札人とする。

(14) 現場説明会は行わない。

(15) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

10. 入札結果

令和 8 年 5 月 21 日（木）の開札後に落札者のみに電話で連絡をし、契約締結の流れ等の説明を行う。また、他に入札に参加した者は後日ホームページにて入札結果を掲載するので、そちらで確認すること。（電話での落札者や落札価格等の問合せは控えること。）

11. 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、契約約款、仕様書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

12. 契約条項など

本工事の契約は、契約書の作成を要する。

13. 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 担当：田中

TEL：(092) 938-0239 / FAX：(092) 938-7818